

## 「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	保険給付の給付額減額	
根拠法令・条項	介護保険法第69条第1項	
所 管 課	各区役所 地域福祉課	
処 分 基 準	<p>○ 設 定      ・ 設定できない      ・ 基準を公開できない</p> <p>市町村は、要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定をした場合において、当該認定に係る第1号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、介護給付等の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間の記載をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>[参考]          介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条          介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第111条、第112条</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞      ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	